

○甲府市ひとり親家庭等小中学校入進学祝金支給要綱

平成13年1月26日

福第20号

(目的)

第1 この要綱は、小中学校に入進学する児童を抱えたひとり親家庭及び父母のない児童を監護する家庭（以下「ひとり親家庭等」という。）に対し、入進学祝金（以下「祝金」という。）を支給することにより、ひとり親家庭等の自立意欲及び児童の勉学意欲の向上を図り、もって経済的かつ精神的安定に寄与することを目的とする。

(用語)

第2 この要綱で使用する用語は、甲府市ひとり親家庭等医療費助成金支給条例（昭和50年12月条例第40号）で使用する用語の例による。

(支給対象児童)

第3 祝金の支給対象児童は、毎年2月末日現在において、市内に住所を有するひとり親家庭に属する児童又は父母のない児童で、翌年度の4月に小中学校へ入進学する児童とする。ただし、次に掲げる児童を除く。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による生活保護世帯に属する児童
- (2) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第8号に規定する小規模住宅型児童養育事業を行う者又は第6条の4に規定する里親に委託されている児童
- (3) 児童福祉法第7条に規定する児童福祉施設のうち乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、障害児入所施設、情緒障害児短期治療施設又は児童自立支援施設に入所している児童
- (4) 前々年の所得に対し所得税法（昭和40年法律第33号）その他所得税に関する法令の規定による所得税の納付義務を有する世帯（所得税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第6号）第1条の規定による改正前の所得税法第2条第1項及び第84条第1項の規定を適用したならば所得税の納付義務を有しないこととなる世帯を除く。）に属する児童

(祝金の額)

第4 祝金の額は、小学校に入学する児童については1人につき5,000円とし、中学校に

進学する児童については1人につき10,000円とする。

(支給の申請)

第5 祝金の支給を受けようとするひとり親家庭等の父母又は養育者（以下「申請者」という。）は、甲府市ひとり親家庭等小中学校入進学祝金支給申請書（様式1。以下「申請書」という。）に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、市長が当該書類により証明すべき事実を確認できる場合は、その添付を省略することができる。

- (1) 戸籍の謄本
- (2) 申請者の前々年の所得の状況を証する書類
- (3) 申請者や児童と同世帯に属する者の前々年の所得の状況を証する書類
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 申請書は、入進学児童が小中学校に入進学する年の1月から2月末日（その日が休日に当たるときは、その後の平日。以下「提出期限」という。）までに提出するものとする。

(届出)

第6 第5の申請をした者で、次の各号のいずれかに該当する事実が発生した場合は、速やかに甲府市ひとり親家庭等小中学校入進学祝金変更・辞退届（様式2）を市長に届け出なければならない。

- (1) 第3に定める要件に該当しなくなったとき。
- (2) 氏名、住所又は指定口座を変更したとき。
- (3) 祝金の支給を辞退しようとするとき。

(支給の審査)

第7 市長は、申請内容を調査のうえ、3月末日までに祝金の支給について決定・却下の審査を行う。

2 前項の結果、決定となった者に対しては祝金の支給をもって決定通知に代える。却下となった者に対しては、甲府市ひとり親家庭等小中学校入進学祝金支給却下通知書（様式3）を通知するものとする。

(支給)

第8 市長は、原則として、4月10日までに祝金を支給するものとする。ただし、祝金

を支給する前に支給対象児童でなくなった者については、祝金を支給しない。

(支給の停止)

第9 申請者が次のいずれかに該当する場合は、祝金の支給を停止する。

- (1) 祝金の支給を辞退したとき。
- (2) 市長が祝金を支給することが適当でないと認めたとき。

(申請の特例)

第10 3月中において、新たに第3の要件に該当するに至った場合又はやむを得ず提出期限までに申請書の提出ができなかった場合は、申請書の最終受付日を3月末日（その日が休日に当たるときは、その前の平日）とする。

(その他)

第11 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成13年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年11月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

様式 1

年 月 日

(あて先) 甲府市長

甲府市ひとり親家庭等小中学校入進学祝金支給申請書

甲府市ひとり親家庭等小中学校入進学祝金支給要綱第5の規定により、祝金の給付を申請します。
また、受給資格について調査することに同意します。

①申請者	フリガナ	印		生年月日	年 月 日	性別	男・女
	氏名						
住所	〒				自宅電話		
					携帯電話		
②対象児童	氏名		生年月日		申請者との続柄	入進学予定の学校名	
			年 月 日				
			年 月 日				
③同居者	氏名		申請者との続柄	氏名		申請者との続柄	
④振込口座	金融機関名		本・支店名	預金種目	口座番号 (左詰)		口座名義人 (ｶｶｶ)
	銀行・農協 信金・信組			普通			
				当座			
甲府市記入欄	ひとり親家庭等医療費助成受給状況			所得税課税状況		生活保護受給状況	
	該当・却下		受給者番号	非課税・課税		非該当・申請中・受給中	
	決定・却下		却下理由		支給金額	円	
					受付日		

提出期限は、____年 月 日 () までとなります。

記入上の注意

- 1 黒枠太線の枠内を記入してください。
- 2 ①欄「申請者」は、児童の保護者を記入してください。
- 3 ②欄「対象児童」は、本年4月に小中学校へ入進学する児童を記入してください。
- 4 ③欄「同居者」は、申請者や児童と同じ世帯に属する方全員を記入してください。
- 5 ④欄「振込口座」は、申請者名義の口座を記入してください。なお、ゆうちょ銀行の場合や申請者が外国籍の場合は、通帳の見開き部分の写しも添付してください。

様式 2

年 月 日

(あて先) 甲府市長

変更
届
甲府市ひとり親家庭等小中学校入進学祝金
辞退

甲府市ひとり親家庭等小中学校入進学祝金支給要綱第6の規定により、祝金の請求を変更・辞退します。

① 申請者	フリガナ			印	生年 月日	年 月 日	性別	男・女
	氏名							
② 変更	変更内容	変更前						
		変更後						
③ 辞退	辞退理由							

記入上の注意

- 1 黒枠太線の枠内を記入してください。
- 2 変更の場合は②欄「変更」を、辞退の場合は③欄「辞退」を記入してください。

様式3

年 月 日

様

甲府市長

甲府市ひとり親家庭等小中学校入進学祝金支給却下通知書

甲府市ひとり親家庭等小中学校入進学祝金支給の申請がありましたが、甲府市ひとり親家庭等小中学校入進学祝金支給要綱第3の規定により、以下の通り却下となりましたので通知します。

却下理由

○甲府市ひとり親家庭等小中学校入進学祝金支給要綱（抄）

（支給対象児童）

第3 祝金の支給対象児童は、毎年2月末日現在において、市内に住所を有するひとり親家庭に属する児童又は父母のない児童で、翌年度の4月に小中学校へ入進学する児童とする。ただし、次に掲げる児童を除く。

- （1）生活保護法（昭和25年法律第144号）による生活保護世帯に属する児童
- （2）児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第8号に規定する小規模住宅型児童養育事業を行う者又は第6条の4に規定する里親に委託されている児童
- （3）児童福祉法第7条に規定する児童福祉施設のうち乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、障害児入所施設、情緒障害児短期治療施設又は児童自立支援施設に入所している児童
- （4）前々年の所得に対し所得税法（昭和40年法律第33号）その他所得税に関する法令の規定による所得税の納付義務を有する世帯（所得税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第6号）第1条の規定による改正前の所得税法第2条第1項及び第84条第1項の規定を適用したならば所得税の納付義務を有しないこととなる世帯を除く。）に属する児童

様式1

様式2

様式3